

重要事項説明書（介護福祉施設サービス）

あなたに対する介護福祉施設サービス提供にあたり、介護保険法に関する厚生省令３９号４条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

１．事業者の概要

事業者の名称	特別養護老人ホーム八光苑
主たる事務所の所在地	岐阜県高山市久々野町久々野１２０２番地
法人種別	社会福祉法人高山八寿会
代表者の氏名	理事長 田方 孝夫
電話番号	０５７７－５２－２２１１

２．ご利用施設

施設の名称	特別養護老人ホーム八光苑
施設の所在地	岐阜県高山市久々野町久々野１２０２番地
都道府県知事指定番号	２１７２９００３２２
施設長の氏名	苑 長 佐藤 郁洋
電話番号／ＦＡＸ番号	０５７７－５２－２２１１／０５７７－５２－３５３１
メールアドレス	hakkoen@hachijukai.com

３．ご利用施設であわせて実施する事業

事業の種類	都道府県知事の指定		利用定員
	指定年月日	指定番号	
短期入所生活介護	令和 ４年１２月 １日	２１７２９００３２２	１４名
介護予防短期入所生活介護	令和 ６年 ４月 １日		
居宅介護支援	令和 ４年１２月 １日	２１７２９００３０６	

４．施設の目的と運営の方針

施設の目的	社会福祉法人高山八寿会が開設する介護老人福祉施設が行う介護福祉施設サービス事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士その他の従業者が、要介護状態にある高齢者等に対し、適正な生活介護を提供することを目的とする。
運営の方針	施設サービス計画に基づき、利用者が可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排泄、食事等の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び栄養上の世話をを行うことにより、利用者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指します。又、施設従業者は、利用者の意思及び立場に立って指定介護福祉施設サービスを提供します。施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

５．施設の概要

介護老人福祉施設「特別養護老人ホーム八光苑」

敷 地	１３，０２８㎡	
建 物	構 造	鉄筋平屋建て
	延床面積	３，５６８．０２㎡
	利用定員	８０名

（１）居 室

居室の種類	室 数	面 積	１人あたり面積
１人部屋	１４	１９３．８２㎡	１３．８４㎡
２人部屋	２	４５．６０㎡	１１．４０㎡
４人部屋	１９	６４０．１９㎡	８．４２㎡

(2) 主な設備

設備の種類	数	面 積
食堂兼機能訓練室	2	
一般浴室	1	
器械浴室	特殊浴槽 2台	
医務室	1	
洗面所	1階 10箇所／2階 2箇所	
便 所	1階 5箇所／2階 3箇所 (ウォシュレット)	
デイルーム	1	

6. 職員体制

従業者の 職種	員数	指定基準	保有資格
施設長	1 人	1 (常勤)	社会福祉施設長資格ほか
医 師	2 人	必要な数 (非常勤務可)	医師
生活相談員	1 人以上	入所者数が100またはその端数を増すごとに、 1以上 (常勤)	社会福祉士ほか
介護職員	常勤換算方法で 32人以上	介護職員と看護職員の総数は、常勤換算方法で入 居者の数が3またはその端数以上	介護福祉士・実務者研修 初任者研修ほか
看護職員	常勤換算方法で 3人以上	1以上は常勤。入所者50以上130未満・・・常 勤換算方法で3以上	看護師・准看護師
管理栄養士	1 人以上	1以上	管理栄養士
機能訓練指導員	1 人以上	1以上	理学療法士ほか
介護支援専門員	1 人以上	1以上	介護支援専門員ほか

7. 職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制	休 暇
施設長	8時30分～17時30分	土日祭日
医 師	月曜日・火曜日の午後	月曜日・火曜日以外
生活相談員	8時30分～17時30分	土日祭日
介護職員	早番・日勤・遅番・夜勤	4週8休
看護職員	早番・日勤・遅番	4週8休
管理栄養士	8時30分～17時30分	土日祭日
機能訓練指導員	金曜日の午後	金曜日以外
介護支援専門員	8時00分～17時00分	土日祭日

8. 苦情等申立窓口

当施設のサービスについて、ご不明の点や疑問、苦情がございましたら、下記までお気軽にご相談ください。

- ・ 八光苑 TEL (0577) 52-2211
- ・ 第三者委員会 矢嶋弘治 TEL (0577) 52-2102
- 架場教子 TEL (0577) 53-2619
- ・ 高山介護保険担当課 TEL代表 (0577) 32-3333
- ・ 岐阜県国民保険団体連合会 TEL (058) 275-9826
- ・ 岐阜県運営適正化委員会 TEL (058) 278-5136

9. 協力医療機関

医療機関の名称	高山赤十字病院	久美愛厚生病院	ひさかね医院	長瀬内科	いしうら歯科医院
所在地	高山市天満町 3-11	高山市中切町 1-1	高山市西之一色町 1-45-11	高山市森下町 1-227	高山市石浦町 5-1
電話番号	32-11111	32-11115	35-4788	57-9911	34-5648
診療科	内科・外科・整形外科 他		内科		歯科
入院	可		不可		—

10. 非常災害時の対策

災害時の対応	別途定める「八光苑消防計画」に則り、対応を行います。
近隣との協力関係	災害が発生した場合、避難・救出等の協力をしてもらうため、施設周辺の西洞地区自主防災隊に協力依頼をしています。
平常時の訓練	別途定める「八光苑消防計画」に則り、年2回夜間及び昼間を想定した避難訓練を入所者、全職員、消防署、消防団、警察、地元住民の方も参加して実施します。
防災設備	避難階段・・・1、自動火災報知器・・・2、誘導灯・・・24、ガス漏れ報知器・・・4、防火扉・シャッター・・・3、パッケージ型消火設備・・・3、非常通報措置・・・2 漏電火災報知器・・・1 ※カーテン布団等は、防災性能のあるものを使用しております。
消防計画等	高山消防署大野分署への届出日 平成31年4月1日 防火管理者

11. 当施設ご利用の際にご留意いただく事項

来訪・面会	面会時間は午前8時30分～午後9時00分としております。 来訪者は面会時間を厳守し、必ず面会カードに記入ください。 来訪者が宿泊される場合には、必ず許可を得てください。 面会時に持ち込まれる飲食物は、必ず介護職員へ報告してください。 主食になるもの及び生ものの持ち込みは、お断りさせていただいております。
外出・外泊	外出・外泊の際には、必ず外出・外泊届けを出してください。
居室・設備 器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。 これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただくことがあります。
喫煙・飲酒	喫煙は、指定の場所以外ではお断りします。飲酒は、医師の指導許可が必要です。
迷惑行為等	騒音等他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、やみくもに多の入所者の居室等に立ち入らないようにしてください。
所持品の管理	定めた場所にて、管理願います。
現金等の管理	他の利用者に迷惑にならないよう、各個人での責任において管理願います。金銭管理サービスの利用もできます。
宗教・政治活動	施設内での他の入居者に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。
動物飼育	施設内へのペットの同伴及び飼育はお断りします。
空きベッド利用	入院された場合、ショートステイのベッドとして使用させていただく場合もありますので、ご了承ください。
看取りについて	当施設において、入所者の看取り介護を希望される場合は、「社会福祉法人高山八寿会 特別養護老人ホーム八光苑における看取りに関する指針」においてお示しします。

12. 施設サービスの概要と利用料（法定代理受領を前提としています。）

「重要事項説明書別紙」のとおり。

13. 利用料金のお支払い

毎月の利用料は、翌月25日（金融機関が休業日の場合は翌営業日）までに、施設の指定する方法でお支払いください。

私は、本書面に基づいて、事業所の職員から上記重要事項の説明を受けたことを、下記のいずれかの方法にて確認をいたします。

1) 電子メールを用いた方法

下記の内容を入力し、お送り願います。

件 名	重要事項説明書について
本 文	①ご利用者氏名を入力 ②ご家族様氏名を入力 ③ご承諾の可否についてお答えください
送信先	hakkoen@hachi-jukai.com

2) 電話での方法

下記へお問い合わせいただき、本書面についてのご承諾の可否をお伝え願います。

連絡先	0 5 7 7 - 5 2 - 2 2 1 1
-----	-------------------------

3) 本誌を用いた方法

令和 年 月 日

(利 用 者)

住 所 高山市久々野町久々野1202番地

氏 名 印

(利用者の家族等)

住 所

氏 名 印

続 柄

上記了承しました。

高山市久々野町久々野1202番地

特別養護老人ホーム八光苑

苑 長 佐 藤 郁 洋 印

重要事項説明書別紙（介護福祉施設サービス）

令和7年5月1日 現在

○ 基本的なサービス及び利用料金

利 用 料 金	$((\text{基本サービス費} + \text{各種加算}) \times \text{介護保険負担割合証の示す負担割合}) + \text{食費} + \text{居住費}) \times \text{利用日数}$
---------	--

1. 介護保険給付対象サービス及び利用料

〔以下のサービスは介護保険のサービス利用に掛かる自己負担額（介護保険負担割合証の示す負担割合分）に含まれたサービスです〕

介 護	・食事―入所者の心身の状態、嗜好を考慮して調理します。 〔朝食〕 7:30～8:30 〔昼食〕 11:30～12:30 〔夕食〕 17:30～18:30 ・排泄―入所者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。 又、おむつの適切な取替を行います。 ・入浴―最低、週に2回入浴していただけます。ただし、入所者の体調等により、清拭となる場合があります。 入浴日：月―木、火―金、水―日 入浴時間：〔午前〕 9:30～11:30 〔午後〕 13:30～15:30 ・離床、着替え、整容、その他日常生活上のお世話を適切に行います。
環 境 整 備	・シーツ交換―週に1回は必ず行います。 ・寝具の交換―基本的には年に1回行いますが、その他随時行います。 ・洗濯―必要に応じて、衣類の洗濯を行います。
機 能 訓 練	日常生活の中での機能訓練やレクリエーション、行事の実施等を通じた機能訓練を行います。また、必要に応じて、機能訓練指導員による機能訓練を行います。
栄養ケアマネジメント	管理栄養士等により、個々の利用者の栄養状態、健康状態に着目した栄養ケア、マネジメントを行い、利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供を行います。
生 活 相 談	生活相談員をはじめ、従業者が、日常生活に関すること等の相談に応じます。
健 康 管 理	当施設の医師により、週2回診察日を設けて健康管理に努めます。診察日以外でも心配の時は、いつでも診察しますのでお申し付けください。外部の医療機関に入院・通院する場合は、できる限り介添えにご協力します。
口腔衛生管理	入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行います。
娯 楽 等	年間を通して季節毎の行事等を行います。

○介護福祉施設サービス費（日額）

介護福祉施設サービス費Ⅱ（多床室）	自己負担額
要介護1	589円
要介護2	659円
要介護3	732円
要介護4	802円
要介護5	871円

2. 介護保険給付対象外サービス及び利用料

食 費	1,445円（日額）（1食でも3食でも同額です） ※但し、介護保険負担限度額認定証の交付を受けておられる入所者の方の食費は、認定証に記載された食費の負担限度額となります。（下記「負担段階別食費・居住費」参照）
居 住 費	915円（日額） ※但し、介護保険負担限度額認定証の交付を受けておられる入所者の方の居住費は、認定証に記載された居住費の負担限度額となります。（下記「負担段階別食費・居住費」参照）

○負担段階別食費・居住費（日額）

負担段階	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
食 費	300円	390円	650円	1,360円	1,445円
居 住 費	0円	430円	430円	430円	915円

※「介護保険負担限度額認定証」の申請は、高山市役所高年介護課又は各支所地域振興課で行えます。

3. 施設の体制によって加算される料金

① 日常生活継続支援加算イ（日額）

次の1)～3)のいずれかを満たす場合、且つ、入所者数に対して介護福祉士が一定割合以上（入所者6人に1人以上の介護福祉士配置）配置されている場合に加算されます。

- 1) 算定日の属する月の前6月間又は12月間における新規入所者の総数のうち、要介護度4又は5の占める割合が70%以上である。
- 2) 算定日の属する月の前6月間又は12月間における新規入所者の総数のうち、認知症日常生活自立度Ⅲ以上の割合が65%以上である。
- 3) たんの吸引等が必要な利用者の占める割合が入所者の15%以上である。

	自己負担額
日常生活継続支援加算イ	36円

② 夜勤職員配置加算（Ⅰ）ロ（日額）

夜勤を行う介護・看護職員の数が国の示す人員基準を1以上上回っている場合に、加算されます。

	自己負担額
夜勤職員配置加算（Ⅰ）ロ	16円

③ 看護体制加算（Ⅰ）ロ（日額）

常勤の看護師を1人以上配置している場合に、加算されます。

	自己負担額
看護体制加算（Ⅰ）ロ	4円

④ 看護体制加算（Ⅱ）ロ（日額）

看護職員を常勤換算方法で入所者25名又はその端数を増すごとに1名以上配置している場合、且つ、国の示す最低基準を1人以上上回っており、看護職員による24時間の連絡体制を確保されている場合に、加算されます。

	自己負担額
看護体制加算（Ⅱ）ロ	8円

⑤ 安全対策体制加算（1回）

外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されていることで、新規入所時に加算されます。

	自己負担額
安全対策体制加算	20円

⑥ 看取り介護加算（Ⅰ）（日額）

医師が「回復の見込みがない」と判断した利用者について、医師、看護師、介護職員、生活相談員等が協同して、本人又は家族等の同意を得ながら看取り介護を行った場合は、死亡前45日を限度として、死亡月に加算されます。

	区 分	自己負担額
看取り介護加算（Ⅰ）	死亡日	1,280円
	死亡日前2～3日	680円
	死亡日前4～30日	144円
	死亡日前31～45日	72円

4. 個別に加算される料金

① 初期加算（日額）

施設に入所、又は30日を超える入院後に、再び施設に入所された場合、入所日から起算して30日の期間、初期加算料金が加算されます（入院された場合は、その期間を除きます）。

	自己負担額
初期加算	30円

② 入院・外泊時の料金（日額）

初日と帰苑される日以外は、「介護福祉施設サービス費Ⅱ（多床室）」はいただきません。ただし、居宅等における外泊をした場合のみ、次の日から6日を限度に外泊時費用が加算されます。

	自己負担額
外泊時費用	246円

③ 療養食加算（1食：上限3食／1日）

医師の指示せん（食事せん）に基づく療養食（糖尿病食等）を提供した場合に、加算されます。

	自己負担額
療養食加算	6円

④ 若年性認知症入所者受入加算（日額）

若年性認知症と医師に診断されてみえる場合に、加算されます。算定期間は、65歳の誕生日の前々日までです。

	自己負担額
若年性認知症入所者受入加算	120円

⑤ 再入所時栄養連携加算（1回）

医療機関に入院し、経管栄養又は嚥下調整食の新規導入等、施設入所時とは大きく異なる栄養管理が必要となった場合に、管理栄養士が当該医療機関の管理栄養士と連携して、再入所後の栄養管理に関する調整を行った場合に、加算されます。

	自己負担額
再入所時栄養連携加算	200円

⑥ 退所時等相談援助加算（1回）

施設を退所される際、以下のいずれかに該当する場合に、加算されます。

	加算内容	自己負担額
退所前訪問相談援助加算	退所前に居宅を訪問し、相談援助を行った場合	460円
退所後訪問相談援助加算	退所後に居宅を訪問し、相談援助を行った場合	460円
退所時相談援助加算	退所時に市町村等に対し、情報提供を行った場合	400円
退所前連携加算	退所前に指定介護支援事業者に対し情報提供を行い、連携し退所後の居宅サービス等の調整を行った場合	500円

5. 介護職員等の処遇改善に関する加算

介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）（月額）

介護職員等の確保のため、介護職員に対する適切な賃金等処遇の改善を図り、賃金体系等の整備や研修の実施、職場環境の改善、資格や勤続年数等に応じた昇給の仕組みを整備している場合、所定単位数にサービス別加算率（11.3%）を乗じた単位数が加算されます。（所定単位数は、基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数とし、当該加算は区分支給限度額の算定対象から除外されます。）

介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	介護報酬計×11.3%
---------------	-------------

※例）介護報酬計が1,000円とすると113円の加算で合計が1,113円となります。

○その他のサービス・利用料金等について

管 理 料	通帳、印鑑等の預かり、必要な出入金、年金の手続、その他事務手続等の費用として、1ヶ月1,000円をいただきます。
理髪・美容	毎月1回第1月曜日に理容師が来苑します。1回2,000円～3,000円（税別）をいただきます。行きつけのお店がある等で、当苑での理髪を希望されない方は、予めお話しください。
喫茶・売店等	当施設では、喫茶は週1回、売店は月2～3回用意しております。ご利用になられましたら、実費をご負担いただきます。
レクリエーション行事	当施設では、レクリエーション行事として、ドライブ・夏祭り・敬老会・新年祝賀会等がございます。参加されるか否かは任意です。実費をご負担いただく行事もございます。

